

被災地住宅相談の質問回答

【応急危険度判定について】		
No.	質問	回答
1	応急危険度判定調査は、どのような手順で判定が行われますか。	応急危険度判定調査が実施されるには、建築物に被害を及ぼすような大地震の発生した場合、市町村に災害対策本部が設置され、応急危険度判定調査の実施を決定し、次に被害状況の把握、判定実施区域・優先順位等を検討した結果、応急危険度判定士へ要請の連絡を行います。被害状況により他都道府県へも支援要請します。応急危険度判定士は2人一組で指定された区域の調査を行います。判定結果は判定標識（判定ステッカー）で表わし建築物の玄関等の見やすい位置に貼付します。応急危険度判定士は調査終了後、市町村の災害対策本部に戻り、結果報告します。災害対策本部では判定結果を集計し、住民へ公表、国へ報告します。
2	判定調査はどのような判定結果に分かれるのでしょうか。	判定調査の結果は3段階で以下の判定標識（判定ステッカー）で表わします。また、判定標識（判定ステッカー）は玄関等の見やすい位置に貼付します。調査済（緑色のステッカー） 要注意（黄色のステッカー） 危険（赤色のステッカー） 判定標識（判定ステッカー）の注記欄には判定調査した時の注意事項を記載しますので、居住者等は注意して確認してください。
3	被災後、判定調査依頼の方法はどのようなのですか。	市町村の災害対策本部が応急危険度判定の実施を決定した場合、基本的に依頼を受けなくとも判定調査を行います。
4	判定調査は無料ですか。	無料です。
5	家の倒壊度が著しいので、早めに判定調査してもらいたい場合はどうするのですか。	市町村の災害対策本部では迅速かつ的確に応急危険度判定調査を実施するため計画を立て、順次判定調査を実施しますので、被害が著しい建物には近づかないでください。
6	不在の場合も判定調査をしてもらえますか。	不在の場合でも判定調査は行います。判定結果は3種類の判定標識（判定ステッカー）で表わし、玄関等の見やすい位置に貼付します。また、判定結果の内容は判定標識（判定ステッカー）の注記欄に記載します。
7	自宅が判定調査済みかどうか、判定状況を確認できますか。	市町村の災害対策本部で確認できます。
8	災害が大規模で判定士が、長時間来てもらえない場合、個人で判定できる目安はありますか。	専門知識が必要な判定なので、個人で判定する目安はありません。
9	判定士が来たら必ず判定調査を受けなければいけませんか。	応急危険度判定は、市町村の災害対策本部が被災した建築物等からの住民の安全性を確保するために実施し、住民に情報提供することを目的としたものですので、強制するものではありません。なお、居住者がいる場合は予め判定作業の趣旨を説明し、了解を得た上で実施することとしています。
10	判定結果で危険となった場合の処置を教えてください。	市町村で指定した避難所等へ避難し、判定標識（判定ステッカー）の注記欄の記入内容に従って行動してください。
11	宅地被害に対する判定調査も一緒に行ってもらえますか。	必要に応じて行います。応急危険度判定士は周辺地盤の状況調査を行いますが、宅地被害に関しては別途被災宅地危険度判定士が伺います。
12	判定調査にはどのような項目がありますか。	一見して危険かどうかや、隣接建築物・周辺地盤等及び建物の構造に関する危険度等を判定します。また、落下危険物・転倒危険物に関する危険度等も併せて判定します。
13	判定調査の対象となる建築物はどういう建物ですか。	市町村の災害対策本部が被害状況を把握し決定しますが、一般的には全ての建物が対象となります。
14	判定結果によって応急ではなく本格的な判定を行ってもらうにはどうすればよいのでしょうか。またその時の費用はどのくらいかかりますか。	個人で建築士等の専門家に依頼してもらうことになります。費用は自己負担で、建物規模・被害等により額は異なります。
16	判定結果によっては、公的援助等（仮の住居等）はありますか。	補修や建替等に対する公的援助はありませんが、市町村で避難所等是用意されていますので指定された場所に避難してください。各種公的援助につながる「罹災証明」のための調査は別途行われることとなっています。
17	判定したものの火災保険（特約地震）などへの影響は？	応急危険度判定は、あくまで二次災害を防ぐことを目的としたものであり、火災保険の調査や罹災証明などは趣旨を別にするものです。
18	よく耐震診断（調査）と称して業者が訪ねてくるのですが、応急危険度判定調査とはどう違うのですか。	応急危険度判定調査は、地震発生後に、市町村の災害対策本部の要請を受けた応急危険度判定士が、建物の被害状況を応急的に判定調査するものです。この応急危険度判定士は必ず、都道府県知事が発行した認定証を携帯しています。これに対し、耐震診断（調査）とは、地震が発生する前に（＝地震に備えて）、その建物がどの程度地震に耐えられるか、どのような補強工事をすればよいかを判定するために行われるものです。この耐震診断（調査）に関する公的な資格制度はありません。なお、この耐震診断（調査）は、建物の所有者が建築士等の専門家に依頼して行うものです。行政（県や市町村）が業者に依頼し、個人のお宅へ伺わせることはありません。また、耐震診断（調査）等に対する公的助成制度があるかどうかは、ご自身で地元市町村の建築行政窓口を確認してください。

【被災住宅の応急修理制度について】	
19	<p>応急修理とはどのような制度か。</p> <p>災害のため住宅が半壊若しくは準半壊（一部損壊のうち損害割合 10%以上。以下同じ。）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う制度です。応急修理制度が適用されるのは、災害救助法が適用された市町村に限ります。また、応急仮設住宅との併用はできません。 【基準額（消費税込み）令和元年 10 月時点】 半壊・大規模半壊：595,000 円以内 準半壊：300,000 円以内</p>
20	<p>応急修理の対象となる工事の範囲は。</p> <p>住宅の応急修理の対象は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な部分です。なお、災害の難を逃れ、単に古くなった壁紙や畳の交換は対象外です。</p>
21	<p>申込みの際にどのような書類が必要となるか。</p> <p>申込みの際に必要な書類等は、住宅の応急修理申込書、り災証明書、施工前の被害状況が分かる写真、修理見積書（後日、提出可だが、工事決定までに必要）、資力に関する申出書などです。 上記以外にも、各自治体において申請に必要な書類が追加される場合もありますので、詳しくは最寄りの市町村の住宅相談窓口にご確認ください。 また、工事完了後には、工事施工中、施工後の施工写真が必要になりますので留意願います。</p>
22	<p>全体の修理費用が住宅の応急修理制度の限度額を超える場合、この制度の適用は受けられるか。</p> <p>全体の修理費用が応急修理制度の限度額を超える場合であっても、本制度は活用できます。この場合、制度の対象となる工事のうち、59 万 5 千円以下となる部分が市町村の負担分であり、それを超える部分については、自己負担となります。</p>
23	<p>だれに修理を頼めばいいか。</p> <p>お付き合いのある工務店などに依頼できます。その場合、その業者が市に必要な書類等の提出に対応いただく必要がありますので、対応が可能であるか市ホームページに掲載している書類または、申込後に市からお渡しする書類により業者に確認をお願いします。 また、申込後に市から配布する施工業者一覧の中から選定していただくこともできます。</p>
24	<p>1 階が店舗や事務所として利用している併用住宅は住宅の応急修理の対象となるか。</p> <p>住宅の応急修理は、日常生活を営んでいるところを対象とするため、1 階が事務所や店舗等である場合には対象となりません。ただし、1 階の階段が壊れて 2 階の居住スペースに行けない、1 階にしかトイレがない等理由があれば修理の対象となります。</p>
25	<p>賃貸住宅は対象となるか。</p> <p>アパート等の借家の場合は、本来その所有者が修理を行うものですが、所有者が修理を行えず、居住者の資力をもってしては修理できない場合、居住者が所有者の同意を得て行うことは可能です。ただし、所有者が修理できない理由を申出書に記入していただきます。</p>
【建物被害について】	
26	<p>建物が少し傾いていますが、大丈夫か。</p> <p>目に見える傾きがある場合は、そのまま使用することは危険、または十分な注意が必要だと考えられます。状況を教えて下さい。</p>
27	<p>建物に被害が出ましたが、誰に相談すればよいか。</p> <p>修理については、お知り合いの工務店（若しくは、市町村に設けられている修理の相談窓口等）にご相談いただくか、又は建築関係団体が設けている住宅修繕支援隊本部に御相談ください。</p>
28	<p>建物が大きく傾いており崩壊の危険があるが、すぐに取り壊しをしたほうが良いか。</p> <p>目に見える大きな傾きがある場合は、そのまま使用することは危険だと考えられます。屋内や周辺の立ち入りを禁止し、状況を教えて下さい。 取り壊す場合には、り災証明書をもらってからにして下さい。</p>
29	<p>壁が落ちそうですが、家は修理したら使えるのか。</p> <p>壁がはがれ落ちている場合や大きな亀裂が入っている場合は、そのまま使用することは危険、又は十分な注意が必要だと考えられます。周辺への立ち入りを禁止し、状況を教えてください。</p>
30	<p>早く現場を見てアドバイスして欲しい。</p> <p>現場の状況を教えて下さい。赤紙や黄紙の方を優先して、できるだけ巡回していきたいと考えていますが、現在、限られた相談員で対応していますので、お時間がかかるかもしれません。詳しい現場調査については、専門家に依頼してください。（※ 地域により対応が異なる場合があります。）</p>
31	<p>地震で家が傾いた。冬季の積雪に耐えられるか？</p> <p>目に見える傾きがある場合は、そのまま使用することは危険、又は十分な注意が必要だと考えられます。 また積雪がある場合は、その危険性が増加します。状況を教えてください。</p>
32	<p>すぐには家の修理が出来ないので来春以降にしたい。冬空の積雪に耐えられるか。</p> <p>被害の程度が不明ですが、目に見える建築物の傾き、床・屋根の落ち込み、浮き上がり、壁の亀裂などがみられる場合は、専門家による現地調査が必要です。</p>
33	<p>サッシが動かなくなりました。簡単に修理できますか。</p> <p>サッシ自体の損傷であればサッシの補修でいいのですが、構造躯体の変形による窓枠のゆがみの可能性も考えられます。その場合は現地調査が必要です。</p>
34	<p>車庫の上に家を建てているが車庫に亀裂が入っているのが不安だが。</p> <p>被害の程度が不明ですが、2 ミリ以上の亀裂や柱・壁の傾きがある場合は、そのまま使用することは危険、または十分な注意が必要となります。 その場合は、現地調査が必要です。</p>
35	<p>外壁のトタンが少しふくらんでいるが放置しても大丈夫か。</p> <p>単なるトタン部分のふくらみであれば部分的な補修で十分ですが、壁の亀裂などが発生している場合は、現地調査が必要です。</p>

36	階段が落ちそうだがどうすれば良いか。	階段の使用を中止し、暫定的な落下対策や周辺の立ち入りを禁止し、現地調査を受けてください。
37	母屋と増築部分が離れてしまっているがこのまま住んで大丈夫か。	母屋と増築部分が離れているのであれば、どちらかの建築物に傾きが発生したことが予想されます。その場合は、現地調査が必要です。
38	実際に住宅を見て欲しい。	赤紙や黄紙の方を優先して、できるだけ巡回していきたいと考えていますが、現在、限られた相談員で対応していますので、お時間がかかるかもしれません。ご住所とご連絡先を教えてください。（※ 地域により対応が異なる場合があります。）
【地盤・基礎について】		
39	基礎にひびが入っていますが、大丈夫でしょうか。	被害の程度が不明ですが、大きな亀裂(2mm以上)やコンクリート剥離、土台とのずれなどが発生している場合は、そのまま使用することは危険、又は十分な注意が必要となります。その場合は、現地調査が必要です。
40	基礎と建物がずれていますが、どうすればよいですか？	基礎と土台とのずれなどが発生している場合は、そのまま使用することは危険、または十分な注意が必要となります。その場合は、現地調査が必要です。
41	敷地の地盤に被害があるようですが建物は住み続けて大丈夫か。	周辺の地盤の被害の程度が不明ですが、建築物周辺敷地の被害により、建築物へ影響を及ぼすことは十分に考えられます。特に斜面地、がけなどは注意が必要です。詳しい状況を教えてください。
42	基礎が浮き上がって建物が外れている。どうすれば良いか。	基礎と土台とのずれなどが発生している場合は、そのまま使用することは危険、又は十分な注意が必要となり、その場合は、現地調査が必要です。
【り災証明・給付金について】		
43	り災証明はどのような手続きでもらうのですか？	各市町村のり災証明担当課にご相談下さい。
44	家が大きく傾いているので取り壊しをしたいが、災害支援金等の支給は受けられるのか。また、どのような手続きが必要となるのか。	各市町村の災害支援金の担当課にご相談下さい。なお、現状の写真は、多く写しておいて下さい。
45	被災住宅の建て替えは公費で対応してくれるのか。	公費では、行えません。 災害支援金については、各市町村の担当課に御相談ください。 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資等を利用できます。
融資関係・補助金関係について		
46	現在、住宅ローンの返済中ですが、免除はしてくれますか？	住宅金融支援機構による融資の場合は、返済方法の変更等の対応を行っていますので、御返済の中の金融機関に御相談ください。
47	解体費用、建て替え費用、あるいは補修費用は補助が出るのでしょうか？	災害支援金については、市町村の担当課に御相談ください。
48	補修工事について、住宅金融支援機構の融資を受けることは可能か。また、融資条件は、どうなっているか。	住宅に「10万円以上の被害」を受け、「り災証明」の発行を受けられた方など一定の要件を満たす方は、対象となる可能性があります。詳しくは、住宅金融支援機構にご相談下さい。
49	修理に補助金が出ると聞いたのですが、どのように申請すれば良いか。	修理については、所得等に応じた災害救助法の応急修理の補助などが行われる場合があります。 また、補助が具体的な内容、手続き等については、県で検討中です。申請には、市町村のり災認明が必要になります。り災証明の発行については、市町村の担当に御相談ください。 補助申請などが間に合わない緊急の修理等を行う場合は、可能な限り、従前、従後の写真などの記録、工事の内容の明細（工種別の数量・単価・金額等、できるだけ詳しい見積書）などを記録しておいてください。
【補修工事・事業者関係について】		
50	業者が言うとおりに修理して良いのか不安だが。	修理については、建築関係団体が設けた住宅修繕支援隊本部がありますので、御相談ください。
51	補修工事をしたいので業者を紹介してくれないか。	修理については、建築関係団体が設けた住宅修繕支援隊本部がありますので、御相談ください。
52	急いで自宅に戻りたいので、すぐに自分で補修して良いか。	ご自分でできると思われても、一度専門家に相談するか、調査してみたいかがでしょうか。 壁紙の張り替え等二次的部材の補修などは、ご自分でできると思われていますが、基礎、梁、柱等の主要構造部については、御自身の対応は困難かと思われます。現在の状況を教えてください。また、り災証明書の関係についても留意して下さい。
53	建ててもらった大工が亡くなっているのに誰に相談すればよいか分からない	修理については、お知り合いの工務店、(若しくは市町村に設けられている修理の相談窓口等)に御相談いただくか、建築関係団体が設けている住宅修繕支援隊本部に御相談ください。
54	地震のあと使えなくなったコンセントがある。このままにしておいて大丈夫か。	漏電等により火災の危険がありますので、電気設備業者の現地調査が必要です。現地調査の上、使用できるよう修繕して下さい。 修繕については、建築関係団体が設けている住宅修繕支援隊本部に御相談ください。

55	風呂場の床にひびが入ったがそのまま使用して大丈夫か？	床下に水が回る場合がありますので、現地調査して使用できるか確認が必要です。確認の上、大丈夫であれば使用して下さい。ただし、長い年月使用するとひびの部分が悪化して床下に水が回ることがありますので、早い時期に修繕することをお勧めします。修繕については、建築関係団体が設けている住宅修繕支援隊本部にご相談下さい。
56	地震に被害があるが浄化槽は大丈夫か。	浄化槽に損傷のある場合がありますので、定期点検を頼んでいる業者又は専門業者の点検が必要です。
57	地震の被災後、水の出方が悪いのだが。	給水管に損傷のある場合がありますので、専門業者（設備業者）の点検が必要です。
58	給湯器が土台から外れている。このまま使用して大丈夫か。	給湯器本体あるいは給湯配管に損傷のある場合がありますので、専門業者（設備業者）の点検が必要です。確認の上、大丈夫であれば使用して下さい。また、給湯器が倒れないよう強固に固定して下さい。
【外回り・周辺関係について】		
59	隣の家が我が家のほうに相当傾いている。どうすればよいか。	基本的には当事者間で解決すべき問題ですが、市町村の窓口で相談に乗れるケースもありますので適宜御相談ください。
60	ブロック塀にひびが入ったが放置しても良いか。	ひびが入った程度ですぐに倒壊の危険はないと思いますが、鉄筋が入っていないなど施工上あるいは構造上に問題があるケースもあります。また、ひびから水が入ると鉄筋の腐食、冬季の凍結による被害の拡大といったことも考えられますので、詳しい状況を教えてください。
61	裏の山が崩れそうですが大丈夫ですか。	土地の所有者、市町村の担当窓口などに御相談ください。
62	道路の工事が原因で住宅の被害が大きくなったのではないか。	地震により周辺の地盤全体が被害を受けているケースもあります。住宅の修理にあたっては住宅修繕支援隊本部にご相談頂くとともに、心配な場合には、道路工事をした県や市町村に御相談ください。
【工事・建築・修理について】		
63	業者に地震で壊れた屋根の修理を依頼したが、高額な代金を請求された。	業者に請求書内容の明細を確認してください。契約した覚えのない工事が含まれていた場合、その工事に係る料金については合意がない以上支払義務はないと考えられます。不審に思うことがあれば、各地の消費生活センター(消費者ホットライン「188」番)に相談しましょう。契約する際にも、業者の説明を鵜呑みにしてその場で契約しないことが重要です。複数の会社から見積もりを取り、工事の内容を十分検討した上で契約してください。
64	自宅に訪ねてきて、屋根が壊れていると強引に修理を勧誘する業者がいる。	強引な勧誘を受けても、急いで契約をしないようにしましょう。既に契約してしまった場合でも、自宅を訪問されて契約した場合であれば、交付された書面をもらってから8日間はクーリング・オフができます。書面がそもそも交付されていない等の場合にはクーリング・オフはいつまでもできることとなります。勧誘時に虚偽のことを告げられたりして契約を締結した場合には、クーリング・オフとは別に、その意思表示の取消しができる可能性があります。いずれの場合においても、個別の事情によって異なりますので、契約した場合には契約書などを持って、各地の消費生活センター(消費者ホットライン「188」番)や弁護士会などの法律相談に相談してください。
65	地震で壊れた屋根の工事をしないかと、点検に来た業者に勧誘されて契約したが、高額なのでクーリング・オフしたい。	契約した後であっても、自宅を訪問されたり、電話で勧誘を受けたりして修理やリフォームの工事を契約した場合、申込みの撤回又は契約の解除ができる旨など法律で決められた事項が記載された書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。適法な書面を交付されていない場合は、8日間のクーリング・オフ期間は経過しません。住宅の修理などの工事をする際は、業者の説明をよく聞き、複数の業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりした上で契約しましょう。中には、住宅の損傷について不安をおおるケースもみられます。業者の提示する工事内容を行う必要があるかどうか、慎重に検討しましょう。クーリング・オフの仕方など、不明な点がある場合は、最寄りの消費生活センター(消費者ホットライン「188」番)等に相談しましょう。
66	震災で倒れた墓石を勝手に修理され、高額な料金を請求された。	依頼しておらず、不要な修理をされたのであれば、料金を支払う必要はありません。業者に請求を取り下げるよう、要求しましょう。強引に金銭を要求された場合には、各地の消費生活センター(消費者ホットライン「188」番)や警察に相談しましょう。
【架空請求、不審な勧誘等について】		
67	震災被害者救済のため、個人から事業者まで書類不要で融資するという勧誘のFAXが自宅に送られてきた。	利息制限法の規制を超える高金利で貸付けを行う悪質なヤミ金業者、クレジットカード会員規約に違反する現金化を勧める業者などの可能性があります。少しでも不審に思う点があれば決して申し込まず、最寄りの消費生活センター(消費者ホットライン「188」番)などの窓口に御相談ください。また、高金利貸付けや取立てでの脅しなどについては、警察に御相談ください。
68	携帯電話に災害情報サイト利用料を請求するメールが届いた。すぐ支払わないと訴えると書いてある。	災害情報サイト等は、多くの通信会社が利用料無料で提供している場合が多いと考えられますので、これらの請求については、架空請求の可能性がります。請求された内容について不明な点や不安があった場合には、相手に連絡したり、料金を支払ったりする前に、各地の消費生活センター(消費者ホットライン「188」番)等に相談してください。強引に金銭を要求された場合には、警察に相談しましょう。
69	プリペイドカードの番号を知らせる方法で震災の募金をしてほしいという怪しい電話が非通知でかかってきた。	全国の消費生活センターにはプリペイドカードを不正に取得しようとするトラブルに関する相談が複数寄せられています。義援金や支援金の募金の方法として、「プリペイドカードを購入し、その番号を知らせてほしい」と言われても、すぐに応じずによく確認しましょう。不安に思ったりトラブルに遭ったりした場合は、最寄りの消費生活センター(消費者ホットライン「188」番)等に相談しましょう。

70	携帯電話に義援金の申込みについてのメールが届いた。「受付ありがとうございます」とあるが、どう対応すればよいのか。	義援金や支援物資を募る電子メールが届いたとしても、募集している団体等の活動状況や用途についてよく確認しましょう。義援金は納付した上で寄付し、その指定されている振込先が、確かにその団体の正規の口座であるかも確認しましょう。不安に思ったりトラブルに遭ったりした場合は、最寄りの消費生活センター(消費者ホットライン「188」番)等に相談しましょう。
【火災保険(地震保険)について】		
71	保険会社に、一部損にも満たないため保険金支払の対象外と言われた。	地震保険では、各保険会社共通の「損害認定基準」に基づき、保険の対象である建物及び家財について、その損害の程度に応じ、全損、半損、一部損の3段階に区分して損害認定をします。一部損とは、主要構造部(基礎、柱、壁、屋根など)の損害額が時価の3%以上20%未満の場合、又は、床上浸水や建物の直下の地面から45センチメートルを超える浸水を受けた場合です。なお、損害の程度が一定の基準を下回る場合は、保険金支払の対象外となります。 また、支払われる保険金は、全損であれば契約金額の100%、半損であれば50%、一部損であれば5%となります。 保険会社の損害認定に不服がある場合には、当該保険会社の保険金支払に関する相談窓口へお問い合わせください。 また、(社)日本損害保険協会が運営する「そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)」で苦情の申出や紛争解決の相談をすることができます。
【集合住宅・アパート特有の問題について】		
72	大家が修理すると言っているがどうなるか不安。修理後同じ条件で再入居出来るのか。	基本的には大家さんと協議していただくほかありません。大家さんに御相談ください。
73	マンションの受水槽、配水管などに被害があり水が出なくなった。どうすれば良いのか。	共用部分については管理組合の責任で修理することになります。 専有部分の修理あたっては、別にご相談する必要があるケースがありますので、管理組合に御相談ください。
74	アパートに入居しているが、壁、風呂に被害が出ている。どうすれば良いのか。	大家さんには、住宅を居住できる状態に保つ義務があります。大家さんに御相談ください。
仮設住宅・住宅斡旋関係について		
75	仮設住宅を申し込んでいるが、家財、荷物はどうすればよいのか。	仮設住宅の面積は、1戸あたり○○㎡(○○坪)程度です。このため、現在お持ちの家財道具一式を持ち込むことは困難と思われます。 建替え期間中については、別に保管していただくか、倉庫などを借りていただき、対応いただくこととなります。
76	仮設住宅又は公営住宅に申し込みたい。どんな手続きが必要か。	市町村の窓口にご相談ください。
77	住宅の斡旋をして欲しい。	空き家住宅の紹介を「空き家情報センター」において行っていますので、御相談ください。
78	補修工事中の仮住まいは用意してくれるのか。	冬季に入る前に、早急のできる範囲での住宅の応急修理を行い、ご自宅に戻っていただけるよう、全国からの施工業者、職人などの協力を求める住宅修繕支援隊本部を整えていますので、住宅修繕支援隊本部にご相談ください。
【その他について】		
79	被災度区分判定調査はいつ来るのか。	この被災度区分判定調査は、第1段階の応急危険度判定を受けて行われる第2段階のものであり、本日の御相談とは別に、建築士事務所の建築士に相談して現地調査を受けるようにして下さい。
80	宅地の被害度の判定はしてくれないのか。	がけ崩れ等で危険な場合は、市町村に御相談ください。 また、地盤の状態に不安を感じている場合には、詳しい状況を教えてください。
81	家の片づけを始めたがゴミはどこに出せばよいのか。	ごみの収集については市町村にお問い合わせください。
82	地震保険の請求手続きどのようにすれば良いのか。	保険会社によって異なりますので、御契約されている保険会社に御相談ください。